

栄養教諭へのモチベーションを高める一考察

短期大学部教職研究室 教授 小川 孝

はじめに

1年生は4月早々に栄養教諭の教職課程履修のガイダンスをうけた。その内容は栄養教諭の制度がどのようにできたのか？、栄養教諭の職務はどのようなものか？、栄養教諭になるための能力は何か？、そして今後の教職課程の予定などである。その中で、特に教育実習校の決定という大きな取組がある。例年、2年次の秋に行う教育実習の学校を夏ごろに決めていた。しかし、教育実習受入れ期限の締め切りを6月ごろに行う市町村があり、今年度は5月から教育実習校訪問を行うこととした。そのため多くの学生は教育実習そのものの理解がうすく、栄養教諭についての知識も乏しい中でのスタートとなった。このような状況をどう補完するか、1年次に履修する教職課程の科目を中心にその取組について以下に述べることとする。

1 本学短期大学部対応の開講科目としての「教職に関する科目」

短期大学部教職課程栄養教諭委員会の「教職課程（栄養教諭）履修の手引き」の「栄養教諭免許の取得の基礎的要件と本学対応の開講科目」に次のように明記してある。

「教職の意義等に関する科目」では「教職論2単位」で1年生後期に履修する。「教職の基礎理論に関する科目」では「教育原理（教育に関する社会的、制度的又は経済的事項を含む）1単位」として教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教育に関する社会的、制度的又は経済的事項について1年生後期で学ぶ。さらに「発達と学習の心理学1単位」も履修する。「教育課程に関する科目」では、「教育課程（総論及び道德教育を含む）1単位」「特別活動研究1単位」「教育方法及び技術1単位」を2年生前期で履修する。「生徒指導及び教育相談に関する科目」では、「生徒指導論1単位」を2年生前期で、「教育相談1単位」を1年生前期で履修する。教職実践演習では、「教職実践演習2単位」を2年生後期に履修する。

「栄養教育実習」では、「栄養教諭教育実習指導1単位」を2年生通年で、「栄養教諭教育実習1単位」を2年生後期で履修する。

こうして栄養教諭教職課程の科目の履修時期をみると1年生前期では「教育相談」を学び、「教職の意義等に関する」学びは1年生後期からスタートすることになる。このような中で冒頭で述べたように1年生が早々に教育実習校を選定するにあたり、教職への知識・理解、教職への意欲付け等をより一層高める必要がある。学生の中には、教育実習に対して不安を抱く者もあらわれることが予想される。そこで、ここでは筆者が担当する1年生後期の「教職論」と「教育原理」の授業について具体的に述べることとする。

2 「教職論」の取組

この科目では15回の授業を行う。まず初めに栄養教諭を目指す者として自分の決めたその意思を確かに持ち、児童生徒、教師仲間や地域保護者との交流を通して信頼関係を構築し、さらに書物や新聞などからの教えと情報を謙虚に受け止め、自分の責任、任務をきちんと遂行しようとするのが大切である。また、子どもの心身の発達状態、食に関する実態を把握したり、国の食に関する課題や自分自身の資質や能力などに目を向けたりすることも重要である。

次に「新しい教育の動き」として「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが重要である。また、新しい教科（特別の教科道徳）と「主体的、対話的で深い学び」（アクティブラーニング）などの内容についてふれることは、グローバル化の中で「生活に生きて働く能力」を培う上でも重要である。ただし、ここで改めて教育の「不易とは何か」「流行とは何か」を考えることを忘れてはならないのである。「何を」「どのように」に教えるのか、ということ考えた時「何を」については「不易」の要素が多いと考える。「どのように」については「流行」の要素が多いと考える。つまり、「どのように」という方法論は時代により様々な方法が唱えられている。たとえば、「〇〇の内容」に対しては「どのような方法がよいのか」じっくりと教材研究をしてから授業に取り組むことが大切である。

次に、このような教育改革が行われている時、「求められている教師」とはどのようなものか、考える必要がある。中央教育審議会（平成18年）答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の中で「優れた教師の条件」として次の3点があげられている。

第一に「教職に対する強い情熱」、第二に「教育の専門家としての確かな力量」、第三に「総合的な人間力」である。第一に「強い情熱」があげられていることは極めて意義深いことと捉えることができ、本学の1年生にいかにか「この情熱」を持続させさせることができるかが重要なポイントになる。なぜなら、前述したように右も左も分からないような状況で教職課程をスタートしているからである。そこで、「教育とは何か」という原点について様々な辞書などを使って調べ、比較し自分なりの考えを持つことによって「教職に対する強い情熱」の高揚につながると考える。また、「教育実践」から「教育」の概念を考えることもできる。

「教育とは生徒理解である」とか、「教育は人なり」、「教育は印象」などから自分なりの「教育の概念」をつくりあげて「情熱」につなげるのである。そして、第二の「教育の専門家としての確かな力量」を身に付けるのである。栄養教諭は「2つの専門家」を求められている。1つは栄養についての専門家つまり「プロ」である。もう1つは教育についての専門家つまり「プロ」である。この2つのプロ意識を持つことが栄養教諭には求められているのである。

次に、そもそも栄養教諭として勤務する「学校とは何か」ということについて考える必要がある。「学校はどのような要素から成り立っているのか?」「学校とはどのようなことを行う場なのか?」などを改めて整理する必要がある。その際、当然ながら学校は「公」の性質

をもつものである。法的根拠を示す必要がある。法的根拠にふれることにより学校教育法第1条に規定してある9つの学校のうち「栄養教諭を置くことができる」学校を確認することができるのである。そこで、「学校教育法第1条」でいう各学校段階での「目的」と「目標」の連続性をみる必要がある。まず、はじめに教育基本法の前文を栄養教諭の視点でみる必要がある。たとえば、「世界の平和と（省略）願うものである。」という条文から、我が国は食料自給率が低いため海外からの食料輸入に頼わざるを得ない現状がある。したがって、この「世界の平和」は我が国にとって必要不可欠な条件になることを栄養教諭を目指す学生であれば認識すべきである。また、「伝統を継承し新しい文化の創造を目指す教育」から、栄養教諭として「食」に関する「文化」つまり、「和食」の継承を重要視し、さらなる「和食」の発展につながる「食育」を推進することである。そして、「心身ともに健康な国民の育成」はまさに栄養教諭に課せられた使命であると捉えることができる。

この根本的な法を下に学校教育法に規定されている各学校段階の教育の「目的」を分析することができる。幼稚園では「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し」とある。小学校になると「義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す」としている。中学校では「義務教育として行われる普通教育を施す」となり、小学校の「基礎的なもの」の一節がなくなる。高等学校になると「高度な普通教育及び専門教育を施す」となり、「普通教育」の内容が高度になってきていることがわかる。また幼稚園から高等学校までに共通することとして「心身の発達に応じて」がある。つまり、栄養教諭として児童生徒の心身発達の段階をどのように捉えて食育を推進するかは極めて重要である。そこで、栄養教諭として「心身の発達」について「脳がどのように発達するのか」「子どもはどのようなプロセスで言語を習得していくのか」「子どもの知能はどのように発達するのか」「子どもはどのようなプロセスで自己実現を目指すのか」などを学習することは当然のこととである。

次に先ず食育基本法の前文を分析することが重要である。その中で、特に「生きる力を身に付けていく」の「生きる力」についてはご存知のとおり学習指導要領でより一層育むことを目指していることは明白である。そのためには「食」が重要であり「食育を生きる上での基本であって知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けている。そして「心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために（省略）国民運動として」取り組むことが重要である、と示している。そこに栄養教諭が深く関わるわけであって、その職責は極めて重みがあることを学生はしっかりと受け止めるべきである。食育基本法第1条の目的のなかに「現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活（省略）の実現」があり、これは日本国憲法第25条の生存権の保障からきていると考える。第2条から第8条の基本理念に基づいて第9条から第13条で国などの責務が求められている。また国や地方公共団体等は推進会議を開催して食育推進計画を策定し、第19条から第25条の基本的施策の下、食

育を行うよう求められている。

次に学校給食法によって栄養教諭の役割を学ぶことは極めて重要である。栄養教諭の役割としてはまず学校教育法第37条の13項に「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」と示しており「指導と管理」という2つの職務を示している。そして、学校給食法では第10条で「学校給食を活用した食に関する指導」として「学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導」、「食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導」、「その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導」の3つの指導をより具体的に示しており、栄養教諭にとって重要な条文である。このようにみえてくると、栄養教諭の職務は崇高であり、栄養教諭は「栄養」のプロつまり専門職であると同時に「教職」のプロつまり専門職であり、この2つのプロ＝専門職を身に付けることを常に意識する必要があることを改めて認識することができる。

教育基本法第9条にあるように「教員は自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」とあり、栄養教諭の職責の重要性を認識することができる。そのためには教育公務員特例法でも認められているように「絶えず研究と修養に努め」る時には「勤務場所を離れ」さらには「長期にわたって研修」し、栄養教諭としての実力を向上させることが大切である。また栄養教諭は公共教育に携わるわけであるから地方公務員法を理解する必要がある。日本国憲法第15条第2項の「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」をしっかりと自覚し、地方公務員法第30条でいう「職務の遂行に当っては全力を挙げて、これに専念しなければならない」のである。また地方公務員には「サービスの宣誓」、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、「秘密を守る」、「職務に専念する」の4つの義務、「信用失墜行為」、「争議行為等」の2つの禁止、「政治的行為」、「営利企業等へ従事」の2つの制限が示されており、公務員としての自覚をしっかりとつことが求められている。

次に、学生にいよいよ教壇に立つことを想像させたい。教師はある時は「研究者」であり、児童生徒が分からないことを学術的根拠のもと教えなければならない。また教師は常に「カウンセラー」でもあり、児童生徒の悩みなどを顔の表情、行動などで判断する必要がある。また進路指導などで将来への展望を示唆することも大切である。ある学生が「小学生の時、食育の授業で栄養教諭の先生に食事の大切さについて学び、栄養教諭を今目指しています。」と表現したことがある。まさに児童生徒の将来を左右する仕事であることを自覚すべきである。また教師は児童生徒が興味関心を持つような個性や児童生徒との上手な話術を身に付けることによって、教師自身のコミュニケーション能力アップを図ることも重要である。

次に、授業設計をする際「主体的、対話的で深い学び」につながる教育を実践することが大切である。「何を学ぶか」という学習内容と「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていく授業が重要である。そして、「何を」という学習内容では栄養士としての専門

性を発揮し、「どのように」では教師としての専門性を発揮するのである。そして、最終的に児童生徒が「どのように変容」したかを栄養教諭の視点で見極められるようになることを期待するところである。

3 「教育原理」の取組

教育原理では8回の授業が行われ、教育制度や教育理論を中心に学ぶ科目であり、教諭を目指す学生にとっては基本的な内容であり、これを習得することは重要である。日本の教育制度を考える際、学校教育、家庭教育、社会教育の3つの教育をあげることができる。教育基本法では「生涯学習の理念」が掲げられた上で学校教育、家庭教育、社会教育が推進されるよう記述されている。

学校教育制度では日本国憲法第26条において「ひとしく教育を受ける権利を有する」と「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれが無償とする。」とあり、教育の機会均等と義務教育について規定している。これをうけて教育基本法第4条で「教育の機会均等」を原則として「教育上差別されない」としている。また今日、国及び地方公共団体の義務として障がいのある者に対してグローバル化が進む中、インクルーシブ教育が推進されることは当然のことである。義務教育の無償制度に関しては、教育基本法第5条で「国・公立学校は授業料を徴収しない」と規定されている。教科書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって、義務教育諸学校では教科書は無償とされている。義務教育を受ける権利を有する子女についての規定は、学校教育法第17条で示しており、我が国では「児童生徒の年齢」によってその期間を規定している。さらに学校制度における学校の種類が学校教育法第1条に明記されている。また教科書の性格についても理解する必要がある。今現在、教科書の改訂が行われており、栄養教諭として各教科書がどのように改訂されているかを認知するべきである。特に家庭科、保健体育、特別活動の学習内容については食育に関連する内容があるので熟知しておくことが必要である。

学校教育と社会教育との関係については、学校教育法第13条で「学校教育上支障がない限り、学校には社会教育に関する施設を附置し、(省略)社会教育その他公共のために利用させることができる」とし、社会教育法第44条では「学校の管理機関は学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供する」ことを示し、学校教育と社会教育の関連について記している。これによって栄養教諭が学校の施設を活用して地域コミュニティ活動で食育を推進することが期待される。

次に、栄養教諭制度の概要を知ることは栄養教諭を目指す者として当然認識すべきことである。また、この制度が設置された背景には本学の先生方の弛まぬご尽力があり、本学に学ぶ学生はそのことを誇りに思うとともに重責を感じる立場にある。改めて栄養教諭制度

を学び、設置された趣旨、職務としての食に関する指導と学校給食の管理、栄養教諭の資格、栄養教諭の配置状況、教諭としての身分等において学習しなければならない。研修については前述したように、教育公務員特例法の適用を受け、自らの資質の向上に不断に努める必要がある。

実際に授業を組み立てる際、現在の学校教育活動の実践にあたって役立っている先人たちの教育の原理に関する内容を概観する必要がある。特にジャン・ジャック・ルソー、ペスタロッチ、フレーベル、ジョン・デューイ、ジャン・ピアジェ、マズロー・ハロルド、ブルーム、ジェローム・ブルナーなどの先人たちの教育理論は授業づくりに非常に役立っていることを認識すべきである。とりわけジョン・デューイの「経験主義教育」は食育において重要な考え方であり、「児童生徒の食に関する経験をもとに授業を組み立てる」という点で優れていると考える。また「児童中心主義」の考えも授業の中で子どもの発言等を重視して、子どもを「太陽」のごとく中心において授業を展開するという点で役立っている。また、ジャン・ピアジェの認識発達論は、小学校1年生から6年生までのそれぞれの学年で授業する際に役立つ考えであり、1年生から6年生までの知的発達段階を踏まえて授業づくりをすることが重要である。マズロー・ハロルドの「欲求階層説」は、児童生徒理解の一つとして生徒指導、教育相談等の対応にも大いに役立っている理論である。ブルームの「指導と評価の一体化」についての研究は、現在の評価の方法において大いに役立っており、とりわけ「形成的評価」をすることで学習指導を通して、学習者がどの程度理解できたかを確認し、学習活動を自己調整することが可能になる。ブルナーは「どの教科でも知的性格をそのままにたもって発達のどの段階のどの子どもにも効果的に教えることができる」という仮説を唱え、学習内容を構造化することの大切さを主張した。栄養教諭にとって学習内容の構造化とは、栄養士としての専門知識をいかし栄養に関する事項同士を結びつけるなどして構造化を図ることであり、これは前述したように「主体的、対話的で深い学び」の学習における「何を」の部分にあたるわけである。その構造化した内容を「どのように」の部分にあたる「分かりやすく工夫して」授業を行うのである。

最後に学校における食育の実態とその取組について考える必要がある。学校の教職員、児童生徒、家庭の実態をみると、食育の推進が不十分な点が見受けられる。そこには食育を自分のこととしてしっかり受け止めにくく、やや切実感に欠ける面が見られる。夏に水分補給を十分とるように指導すると、すぐにその指導が実践される。なぜなら水分補給は熱中症に関連し生命に関わることであるからである。では食育はどうか？。「栄養バランスのよい食事をとりなさい。適切な食事をしないと将来、生活習慣病になるかもしれません。」と指導しても切実感がわいてこない。ここに大きな原因があると考えられる。前述したように食育基本法の前文では「生きる力」を身に付けるには「食」が重要である。食育は知育、徳育、体育の基礎であり、食育を国民運動として推進する、と記述してあるが、現実には厳しい面がある。

平成29年度に農林水産省が発表した「食育推進施策」（食育白書）では、食育推進施策の目標と現状に関する評価において6項目の数値が下降している。とりわけ「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合」や「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作業等を継承し伝えている国民の割合」などが3ポイント以上下がっている。また「朝食を欠食する子供の割合」や「学校給食に地場産物や国産食材を使用する割合」も悪化している。こうしてみると、改めて食育の推進について再考する必要があると考える。

そこで、新しい学習指導要領についてみることにする。小学校の総則では「栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等」の文言が新たに加わり、このことへの指導が求められている。また「体育科、家庭科などの他教科との関連と学校教育全体で取り組むこと」が新たに明記され、栄養教諭の職務が重視されていることがわかる。小学校家庭科の学習指導要領解説では「必要に応じて栄養教諭や地域の人々等の協力を得るなど食育の充実を図る」と記述され、栄養教諭の活躍が期待される。また小学校特別活動の学習指導要領解説では「給食の時間を中心としながら健康によい食事のとり方など望ましい食習慣の形成を図るとともに食事を通して人間関係をよりよくすること」が加筆され、給食の時間の指導の重要性を訴えているとともに、「食に関する指導の全体計画」を作成するよう指示している。そして、給食の時間の指導を行うには「適切な給食時間を確保」することが新たに明記され、給食の準備や片付けについても計画的・継続的に指導することを重視している。これは学級経営や生徒指導につながる指導であり、食育を学校全体で取り組む理由がここにあると考える。さらに「心身の健康、自然の恩恵への感謝、食文化、食料事情についての指導は栄養教諭の専門性を生かしつつ」と記述され、栄養教諭が栄養士としての専門知識をしっかりと身に付けることを重視している。

次に、「食に関する指導の手引き」をみることにする。学校における食育を推進するにあたり、6つの食に関する指導の観点を踏まえて学校全体を通じて総合的に推進することを提示している。そして、全体計画に掲げることが望ましい内容を記して、全体計画を作成して指導するよう提言している。その際、栄養教諭に期待される役割も述べられており、改めて栄養教諭の職責の重要性を認識する。

最後に「学校における食育の取組」について考える。まず「食育の全体計画と年間指導計画」を作成し、教職員に示すことによって共通理解を得る。さらには「食に関する指導の手引き」のうち、各教科に関連する内容を教科担当の教員に印刷・配付して読んで実践してもらうなど、教員に食について関心をもってもらう。児童生徒には兎に角より具体的で身近な例をあげ目標を立てさせる。また給食時間をしっかり確保した上で給食の時間の指導を充実したものにする。養護教諭と協力して肥満への具体的個別指導として、たとえばその子どもが一日に食した内容をデータ化して本人や保護者に提示して指導の材料にする。

次に、食に関する指導内容を発信する。たとえば「朝食摂取状況・睡眠時間の状況と学力向上・体力向上」との関連を調査して、その成果をデータ化する。そして、それらを保護者会、食育だより、学校ホームページなどで発信するとともに、給食室前などに掲示する。つまり、勤務校の食育に関する数値をデータ化したり、掲示したりして可視化的に発信することが重要であるとする。このようにして食育を可視化的に実践することによって切実感が生まれ、より一層推進され则认为る。

4 栄養教諭としてモチベーションアップを図るために

これまでは主に 2 つの授業の内容面から教職に対する意識向上について述べてきた。次に、授業の方法面からの取組を述べてみることにする。

2 つの授業に共通する取組として、ワークシートを毎時間活用した。これは、たとえば「教育とは何か」などのテーマについて個人の考えを書き、その後それをもとにグループで話し合ったり発表したりするのに活用した。また、他の学生が発表した内容を書きとらせ、自分の意見と比較させることにも活用した。いわゆる「主体的、対話的で深い学び」(アクティブラーニング)を学生にも意識させる 1 つの方法になるのではないかと考える。このような方法は、学生が教育実習を行う際、児童生徒に考えさせたり話し合わせたり発表させたりする時に参考になると考える。また、資料を提示しそれを読ませ学生自身の感想や意見を書かせ、個々の学生がどのような考えをしているのかを把握するのに役立つ。概ね学生はよく書いており、授業に対する意欲が垣間見える。

次に、授業の中でできるだけ具体例や実物を示すことによって学生はよりイメージ化できると考える。筆者の実務経験をもとに様々な事例をより具体的に話したり、必要に応じて資料を提示したりした。また、実際に学校で使われている本物の資料を提示してより臨場感をだした。たとえば「本物の生徒手帳」を提示するとともに、学生が実際に使用していた生徒手帳を授業の時に持参させ、その記述内容の比較、分析等を行い学校の校則等についての学びを深めた。このように具体例を示したり、実物を提示したりする方法もまた学生の教育実習に役立つと考える。授業内容を示す時の方法が児童生徒にとって身近なものであることは児童生徒の学習効果に大きな影響を与えるものとする。特に小学校低学年の児童に対しては心身の発達状況を考えると、より身近で具体的な事例の方がより一層学習効果を高めることが期待できると考える。

また、毎時間授業の最後に必ず「振り返り」をワークシートに書かせて、その時間の授業内容の復習・確認をしてその内容の定着を図った。わずか 5 行程度でも個々の学生の授業への取り組む意欲・姿勢・態度などが確認できた。また、「振り返り」をして学習内容が確認できた上でさらに疑問がでてくる学生がおり、それを記述する者が現れた。この疑問について学生自身がさらに調べたいと記述する者もいて、まさに「主体的、対話的で深い学び」に

相通ずる点ではないかと考える。学生の中には筆者に対して質問をしてくる者もいて、その質問に対して次の授業の時に回答した。学生はよく聞いたり見たりして前回の学習がより深まったと考える。このような授業の「振り返り」もまた教育実習の時役立つと考える。授業では、必ずこの「振り返り」の時間を確保して記述させ発表させることによって学習内容が確認でき定着できると考える。この「振り返り」はまた別の側面を表すことがある。それは、学生の栄養教諭への意気込みをみることができるということである。たとえば、「～をさらに学習して栄養教諭になりたいです。」というようなことを書く学生もいて、栄養教諭への意気込みの高まりなどが読み取れるのである。その反面、教育実習に向けて不安をのぞかせる学生もいて、そのような学生へのアドバイスの材料にもなることがある。

おわりに

このような授業の取組は4月当初に学生が栄養教諭についての理解が不十分であったことに対して、それを少しでも補い栄養教諭を目指すモチベーションを高めようとするものである。学生のアンケートの内容をみると、たとえば「振り返りのところで授業内容についての疑問を記述したことに対して、次の時間に詳しく回答してくれたことは分かりやすく授業内容の理解に役立った。」「授業中に具体的な事例を示してくれたのでわかりやすかった」等の記述があり、学生の栄養教諭を目指す意識づけに役立ったのではないかと考える。特に、授業方法については、学生の教育実習での授業の進め方を念頭に入れて取り組んだものであり、少しでも学生が行う教育実習での授業づくりにつながり役立つものになっていくことに大きな期待を寄せるところである。

参考文献

『教職課程（栄養教諭）履修の手引き』

女子栄養大学短期大学部教職課程栄養教諭委員会

平成30年

『小学校学習指導要領解説総則編』

文部科学省

平成29年

『小学校学習指導要領解説家庭編』

文部科学省

平成29年

『小学校学習指導要領解説体育編』

文部科学省

平成29年

『小学校学習指導要領解説特別活動編』

文部科学省

平成29年

『食に関する指導の手引き』

文部科学省

平成22年